

別紙添付③

裁判所書記官印

証 人 調 書

(この調書は、第3回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成25年(ワ)第6239号
期 日	平成27年7月3日 午後1時15分
氏 名	大原庸平
年 齢	■■■■■
住 所	東京都千代田区丸の内1-9-1 大和証券株式会社内
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以上

宣 誓 書

良心に従って本当のことを
申し上げます。

知っていることを隠したり、
ないことを申し上げたりなど、
決していたしません。

以上のとおりに誓います。

氏名 大原 庸平



(別紙)

被告証券代理人(小菫江)

乙D第8号証を示す

これはあなたの話をもとに作成されて、あなたが内容を確認した上で、御自分で署名、押印されたという物でよろしいですか。

はい。

この陳述書の内容で訂正すべきところがありますか。

ありません。

甲第7号証を示す

こちらは大洋、原告と被告三菱地所との間で締結された本件事業に関する基本合意書ですけれども、大和証券としてはこの基本合意書の締結ですとか、内容について関与していましたか。

関与しておりません。

なぜ、そのように言えるんですか。

はい、当社が本件に関与したのは、平成19年4月6日からだからです。実際関与しておりませんし、関与したのも平成19年4月6日からだからです。

どうして大和証券として19年4月6日から関与したというのを覚えてらっしゃいますか。

はい、部で新規案件として共有されたのが、その日だからです。

続いて、アップフロントフィー、原告がアップフロントフィーと言っているんですが、アップフロントフィーのことについて、ちょっとお伺いしますが、TMKから支払われるアップフロントフィーについて、大和証券と三井住友銀行との間で争いがあったとか、もめていたとか、そういうことはありましたか。

特にございません。

それから、本件事業における大和証券の役割というものについてお伺いしま

す。大和証券の本件事業の役割というのはどのようなものでしたか。

はい、契約当事者の意見やコメントを契約書案に反映するなど、事務的に関係者間の調整を行うという役割でした。

大和証券として、いずれかの当事者の立場に立って、交渉をしたということ
はございましたか。

ございません。

そうすると、大洋と三菱地所との間の交渉において、いずれかの立場に立っ
てとかということもないですね。

はい、ございません。

そのような大和証券の役割というのは、どこかで確認されましたか。

はい、平成19年4月18日にキックオフミーティングがありまして、
その中で確認されました。

そのキックオフミーティングに原告は参加していましたか。

はい、堀内さんが電話会議で参加されてたと思います。

甲第52号証のメールを示す

こちらの甲第52号証のメールの一つ目の黒い四角のところに、スキーム全
般の調整の観点から大和証券SMB C様にハブになっていただきますという
のがあるのが分かりますか。

はい。

このハブというのは、どういうことを意味しますか。

はい、先ほど申しました事務的に関係者間の調整を行う役割というふ
うに認識しておりました。

続いて、大洋、原告を含む関係者の意見、意向を大和証券として確認した経
緯についてお伺いします。まず、大和証券は三菱地所、それから大洋、それ
ぞれについて直接話をして、本件事業に関する意見、意向を聞いていました
か。

三菱地所とは直接話をして、意向を聞きましたが、大洋リアルエステートには直接話して確認はしていません。

大洋のそういった本件事業に関する意見とか意向というのは、どのように確認されましたか。

はい、三菱地所を通じて確認しておりました。

どうしてそのような方法をとられたのでしょうか。

はい、本件は三菱地所と大洋リアルエステートの共同事業案件というふうに認識しておりまして、共同事業者間の窓口は三菱地所だということをお伝えされたからです。

伝えられてたんで、そのとおりにしたというだけのことですね。

はい。

乙D第1号証の1と乙第D第1号証の2を示す

こちら乙D第1号証の2が地主様への依頼事項という書面で、乙D第1号証の1が、これを送ったときのメールになりますけれども、この乙D第1号証の2の地主様への依頼、これはどのような経緯で作成されましたか。

はい、三菱地所から依頼を受けて作成した物でして、三井住友銀行のローンの条件、特に担保関係について、地主様に依頼する事項をまとめた物です。

乙D第2号証を示す

こちらは甲斐さんから各位と書いてあるメールですけども、このメールの三つ目の黒ポチのところに大洋リアルへの要望事項については、来週水曜日に速水さんが大洋リアルとミーティングして説明するというふうに記載されていますけれども、このメールはどのような趣旨のメールになるのでしょうか。

はい、当時の上司である甲斐氏から部のメンバーに共有されたメールでして、先ほどの地主様への依頼事項について、7月11日に三菱地所の速水さんが大洋リアルエステートと協議して説明するというメー

ルでございます。

それを部内で共有されたというメールなんですね。

はい。

乙D第3号証を示す

乙D第3号証の下のところに速水さんから甲斐部長殿というところがありますけれども、このメールの中の2行目のところで、一旦当方より大洋様へ全体の枠組みとともに御了解を得ますという記載がありますけれども、このメールはどのような趣旨のメールになりますでしょうか。

これは三菱地所から、甲斐氏が受けたメールでして、先ほどの地主様への依頼事項に関しまして、三菱地所の速水さんから大洋リアルエステートに全体の枠組みとともに説明をして了解を得るという内容でございます。

同じく乙D第3号証ですが、先ほどの1行下のところに、その後、堂々と覚書等を交わせばよろしいかと思しますので、大洋様はミーティング後で結構ですので、覚書、ドラフト等の手配をお願いしますという記載がありますけれども、これはどういう意味なんでしょうか。文章なんでしょうか。

これは7月11日の大洋リアルエステートと三菱地所のミーティング後に覚書のドラフトを作成するように依頼を受けたメールでして、全体の枠組みも了解いただいた後、覚書を送るという意味でも、堂々という表現なのかというふうに思います。

乙D第4号証を示す

これは2007年7月12日に、あなたが作成されたメールですけれども、このメールはどのような趣旨のメールになりますか。

はい、三菱地所の担当者から7月11日のミーティングに関して、連絡を受けたものをまとめた物です。

これはあなたから部内の担当者に共有する目的で作成された物ですか。

はい。

その三菱地所の担当者からは、この7月11日の原告と三菱地所のミーティングの結果について、どのような連絡を受けましたか。

はい、一点を除き合意を得たというふうに聞いております。で、一点というのがローン式の建物抵当権行使に関して地主として無条件に同意するという点に関して、反社会的勢力への譲渡というのが懸念されるので、それは受け入れられないということです。その点を除いて合意がなされたというふうに聞いております。

乙D第1号証の2を示す

そうすると、先ほど申し上げた一点を除いてという部分ですけれども、例えば、2番の保証金返還請求に担保権設定をすとかいった、ここに記載されている事項については、あなたとしては原告と三菱地所の協力を得て、原告の了解を得るというふうに思ったということですね。

はい、そのとおりです。

乙D第5号証の1及び乙D第5号証の2を示す

まず、乙D第5号証の2が定期借地権設定契約書のドラフトということになって、乙D第5号証の1は、それを7月26日に送ったというメールになります。こちらの定期借地権設定契約書7条7項ですね。7条7項のところにTRE0719というコメントがありますけれども、これはTREというのとはどなたの数字ですか。

大洋リアルエステートを指します。

このTRE0719という、ここに記載されてるコメントというのは、どのようなことを意味しますか。

はい、大洋リアルエステートが7月19日に、この定期借地権設定契約の7条7項に対してコメントした内容でして、保証金返還請求権をローンの担保に設定することについて、別途覚書を締結するというよ

うな前提で書かれたコメントだというふうに理解しております。

甲第12号証及び甲第13号証を示す

覚書、覚書と言ってる、先ほど出た覚書の話ですけども、この覚書について、2007年8月3日に関係者間に送付されていますけれども、原告によると、それは定期借地権設定契約締結直後に、突然送付されてきたということですから、なぜ定期借地権設定契約の締結直後に送付したんですか。

はい、直後かどうかというのは、私は知りませんが、あらかじめ関係者間で合意していたスケジュールに従って、その日に送付したまでです。

あなたとしては別に直後かどうかは知らないし、ねらってたわけでもないしということですか。

はい、そのとおりです。

実際、大和証券として、その関係者が契約をする調印の実務というのは担当されてましたか。

調印実務には特にかかわってませんでした。

乙D第6号証及び乙D第7号証を示す

乙D第7号証が本件に関するスケジュール表でして、乙D第6号証のメールはそのスケジュール表を関係者に送ったメールということになります。この乙D第7号証の上のほうで、二つ赤字にプロジェクト契約書、それから定期借地権設定契約にかかわる覚書というのがありまして、これが8月3日のところでファーストと書いてますが、これは関係者に8月3日に最初を送付するという事になっているので、先ほどの覚書は、このスケジュールに従って送付しただけだと、そういうことですね。

はい、そうです。

これらの定期借地権設定契約にかかわる覚書について、原告に対して、定期借地権設定契約書の締結前には送っていないようなんですけれども、それは

どうしてですか。

はい、それはあらかじめ、決められたスケジュールにのっとって送付したということなのですが、全体の枠組みについて、関係者間で合意がなされているということだったので、まずは基本となる定期借地権設定書を終えてから、次の契約に取りかかるというようなことだったと思います。

すると、当時のあなたの認識としては、全体の枠組みについては、もう了解を得ていて、ここのスケジュール表を見たら分かるとおおり、いろいろ契約書ですとかいろんなドキュメンテーションを準備しなければいけないので、まずは基本となる定期借地権設定契約から一つずつ片づけていっただけのこと、そういうことだったということですね。

はい、そのとおりです。

乙D第4号証を示す

これ、先ほども示しましたが、あなたが作成された7月11日のミーティングの結果を部内で共有するためにまとめたメールです。その中で、③今後の進め方の三つ目の黒ポチのところで、連帯保証の覚書も、どこかのドキュメンテーションに紛れ込ませたほうがよいという記述がありますけれども、これはどういう意味の記述になりますか。

はい、これが三菱地所の担当者が言っていたことを、そのまま表現した物として、連帯保証の覚書について、一つの独立した契約書にするということではなく、どこかの契約の一つの条項として、規定すれば足りるというようなことと理解しております。

あえて別の覚書を作成するまでもないと。どこか一つの条項として加えればいいんじゃないかというふうに理解したということですかね。

はい。

甲第37号証を示す

こちらは原告の堀内社長から関係者宛てに送られた、平成19年8月8日付のメールでして、関係者側の契約書等の内容については了解できないといった趣旨のメールですけれども、これをあなたが最初に見たときはどう思いましたか。

はい、非常に驚きました。

どうして驚いたんですか。

はい、あらかじめ内容については了解が得られていたというふうに思っていたからです。

で、あなたを含めて大和証券としては、このメールに対して、直接返事はしてないですけども、どうして返事をしなかったんですか。

はい、まさか合意がなされていないとは思いませんでしたので、こういった重要なことについて、軽率に返事をすべきではないというふうに思いました。まずは共同事業者である三菱地所が話すべき内容だということ、特に返信はしませんでした。

原告代理人（榎本）

大和証券さんがこれにかかわったのは、調整役というようなことだということでしたよね。

はい。

そうすると、その調整と言っても、三井住友さんから三菱地所で原告ですよ。

はい。

それで、原告については三菱地所が窓口になるということですね。

はい。

そうすると、実質、大和証券さん何の調整をする必要があつて、調整役になられたんですか。

あくまで事務的に関係者のやりとりのハブになるということで依頼を

受けたというふうに認識しております。

うん、特に原告との調整ということは、もうそれは三菱地所がやるということですね、あなたの証言。

はい。

乙D第8号証を示す

あなたの陳述書の3ページ目。真ん中あたりですね、当社がこのような役割を果たしたのは、契約の締結云々の後に、この締結に際し、関係者間の調整を行った対価を取得することが想定されていたためですとあるんですけども、この対価というのは、いわゆるアップフロントフィーという、そのことですか。

アップフロントフィーという表現は、ちょっと分かりませんが、対価です。

それは業務提案書の中に、アップフロントフィーとして7000万円の記載があるんですけども、その何パーセントかをいただくと、こういうような話だったんですか。

その話は知りません。

どれぐらいの、じゃあ、対価というのは想定されてたんですか。

正確なところは分からないですが、3000万ぐらいだったと思います。

それから、次の4ページ目のところに、一番右上のところに関係者の契約に対する意見の取りまとめ等、事務的な関係者間の調整とか、契約内容について大洋に逐一説明したり、当該内容でよいかを確認する役割はないというふうに書かれているんですけども、調整する役割だとすれば、大洋も当然いろいろ義務を負ってくるわけだから、大洋にも話をするということは全く考えなかったんですか。

いや、そこは三菱地所が窓口になるということだったので、特にそう

いったことはしませんでした。

三菱地所が一切やるから、直接大洋とは交渉するなど、こういうことになるわけですか。

はい。

乙C第1号証を示す

このメールは三井住友の秋田さんと、それから大原さんとのメールのやりとりなんですけれども、この2枚目のところに大原さんのほうのメールで、三菱地所が説明可能なように全体像をまとめてくれと言われて、別添を作成しましたとありますけど、これが地主様への依頼事項ということでよろしいですね、これは。

このメールだけだと分かりません。

この後に覚書と、それから地主様への依頼事項というのがついてるんですけども。

はい。

それから、地主様への依頼事項というのは、大原さんのほうでまとめられたということで。

はい、この地主様への依頼事項については、そのとおりです。

別添の覚書、これは三井住友が案を作られたということですね。

この覚書というのは分かりません。

乙C第2号証を示す

この、定借に係る覚書、乙C第2号証です。

これが誰が作られたかは。

三井住友さんか大和さんか分かりませんか。

はい。

それから同じく4枚目に、これは大原さんから秋田さんへの返信の部分の中の3行目に、なお添付は三菱地所から依頼され、F Aの立場としての大和の

意見を出してほしいと言われ、昨日提出した物です。御参照ください。ここ、昨日提出した物というのは、また別の文書があるんですか。

すみません、そこは分かりません。

分かりませんか。

はい。

この覚書、それから地主様への依頼事項、これは添付されているんですけども、それ以外の文書か何かあるんですか。

すみません、当時の状況はちょっと覚えてないです。覚えてませんか。

はい。

いずれにしても、この地主様への依頼事項というのは、先ほどの甲第12号証の関係者間契約書とか、甲第13号証の覚書に基づいて、地主に説明するために作られた物と、こういうことでいいんですか。

はい。

それから、もう一度。

乙C第1号証を示す

2枚目、フレーズで行くと第2番目のフレーズのところに、括弧の中に、当然大洋イコールスポンサーであれば、底地所有者がとるべきという議論になりますが、必ずしも大洋イコールスポンサーとは限らないということが三菱地所と大洋の議論の前提ですと、こういうふうにあるんですけども、これは大洋イコールスポンサーとは限らないだというような議論で地所と大洋との間ではなされてたという理解でいいんですか。

・・・ここに書いてあるとおり、必ずしも大洋イコールスポンサーとは限らないということ以上のことは、ちょっと分かりません。ここに書いてること、これは大原さんが書いたんですよ。

はい、はい、はい。

少なくとも、そういうことを書かれたということは分かってますね。

はい。

乙C第3号証を示す

地主様への依頼事項というのがありますけれども、この中身なんですけど、まず②で、これは保証金返還請求権第1順位の根質権の設定。③で、期限の利益を喪失した場合は地主は保証金全額TMKに返還する旨の規定。その下の※のところ、解約によりTMKに生ずる債務、未払い債務とか、明け渡し、原状回復等のことは、③と同時履行される追加出資により相殺。当初、保証金20億円をTMKに返還あるんですけども、これはどういう意味なんですか。

すみません、これというのほどこまでを指して。

※のところ。

はい、・・・・。

分けて聞きますけれど、追加出資により相殺というのは、何と何を相殺するということですか。

TMKに生じた債務を追加出資によって相殺するということです。そうすると、TMKに生じた債務というのは、これはTMKの地主に対する債務、未払い債務とか。この最後のその下の行に、スポンサーが追加出資義務を履行する限り、地主様が受け取るべきTMKの未払い債務の回収は可能だと。だから、地主に対する債権は追加出資で回収は可能ですよと、こういう意味ですか。

はい。

追加出資というのは、大洋と三菱地所が、こういうことですか。

はい。

これ、保証金20億円をTMKに返還というのはこれは。

これは、対地主様がTMKに対して保証金20億円を返還するというこ

とです、はい。

それはもう③のところで書いてあることですよ。

はい。

特別にここに書いた意味というのは何かあるんですか。

.....。

分からなければ、分からないで。

はい、すみません、ちょっと分からないです。

それから、ローン提案書というのはごらんになったことはありますよね。三井住友から当然大和さんにも送られてますし。関係者全員に送られていると思いますけど。

いつの物ですか。

甲第8号証を示す

3回あるんですけど、3回ともごらんになってますよね。

はい、これは見えます。

ちょっと失礼、甲第9号証を示します。

甲第9号証を示す

これ、ごらんになってますよね。

はい。

それで、これです。5枚目、枚数で行くと4枚目から5枚目のところですけども、5枚目ですね、5枚目の上の(4)で貸付金の保証金残金を超えるローン元金の返還については、スポンサーはローン失期時に追加出資義務を負うと、こういう記載がありますよね。

はい。

そのさらに、ずっと下に(9)で、地所、大洋が開発プロジェクトの債務について連帯して負担する旨がプロジェクト契約等に規定され、こういう規定もありますよね。

はい。

こういう規定については、この地主様への依頼事項というのでは全く触れていないんですね。

・・・もう一度言ってもらっていいですか。

甲第12号証を示す

関係者間契約書。これはプロジェクト契約という言い方もしてる契約書のことでもいいんですね。

はい。

これの第3条に追加出資義務についての規定がありまして、そこにTMKが預託した保証金額及び本件建物の請負代金額の合計額を上限として、追加出資義務を負うと。こういう規定があるんです。で、その下に(1)から(3)までに請負代金だとか、いろいろ書いてあるんですけども、こういう追加出資義務、そういうのについても、地主様への依頼事項にはないですね。

・・・はい。

それから、メールについてお聞きしますけれども。

乙D第1号証を示す

ちょっとこれをごらんください。乙D第1号証の1ですね。これは7月3日のメールですけども、これは大原さん、7月3日の前の、その下に、一番下。6月18日のメールの記載があるようなんですけども、これは速水さんへ大原さんが出されたメールということでもいいですか。

はい。

それを6月18日のメールを7月3日に転送してるわけですか。

・・・はい、そうだと思います。

ここで送ってる乙D第1号証の1をもう一度見てくださいね。

乙D第1号証の1を示す

この真ん中に、地主様への依頼事項を添付のとおりまとめましたので、よろ

しく御確認ください。これ、地主様への依頼事項というのは、もう6月1日に三井住友との先ほどのメールで、もう作って送ってる話じゃないんですか。

・・・ちょっとすみません。

6月18日のメールで、乙D第1号証の1の2枚目ですけど、地主様への依頼事項について、別途まとめましたと。これが6月18日にまず関係者に。それが7月3日に、これは社内的に送ってるんだと思うんですけども。

社内的ではないのですが。

じゃないですか。

はい。

ああ、ごめんなさい。地所とあなた。なぜ6月1日に先ほどごらんいただいたように三井住友との間で、地主様への依頼事項というのを作って送ってるのに、また6月18日に三菱地所の速水さんに、それをさらに7月3日に送ってる。

すみません、この内容がちょっと同一の物かというのは分かりません。

これですよね、乙第1号証の2。

これが6月1日にも同じ物が添付されてるんですか。

私が見た限りでは、先ほどの三井住友とのやりとりに出てる物と内容は同じであるようです。逆にどっか違ってんだったら、御指摘いただけたら。

ちょっと、すみません。その当時の内容について覚えてないので分かりません。

それで、7月3日のやりとりのときに、これ、当然原告のほうには送ってませんね。

はい。

乙D第2号証を示す

これの中ほどに、文章の中に速水さんより連絡がありました、7月3日のS
MBCの条件提示については以下の大原君のメールの内容を除き、社内で~~お~~
^{OK}
~~受け~~になった。連帯債務の件は速水さんからSMB Cに直接連絡とあるんだ
けども、連帯債務の件というのは何のことですか。

スポンサーとしての追加出資義務の話だったと思います。

それが何か三菱地所と三井住友との間で、何か齟齬があったということす
か。

はい、あったと思います。

どういう齟齬だったかは分かりませんか。

そうですね、追加出資義務の範囲だったと思いますが、具体的な内容
については、ちょっと覚えてないです。

乙D第3号証を示す

先ほどごらんいただいた、御説明もあったと思うんですけども、その後堂々
と覚書等を交わせばよろしいかと思えますという文言なんですけどね、その
後堂々と覚書を交わせばいいと、こういう書き方というのは、それまではち
ゃんと堂々と交渉してなかったように受け取れるんですけども、どういうふ
うにあなたはこの趣旨を受け取られましたか。

これについては、全体の枠組みについて、関係者の了解を得てるのだ
から、堂々ということだと思ってました。

うん、だからその後は堂々とやればいいのかというのは分かるんですけども、そ
れまではだから、堂々と進めてなかったようなことには受け止めなかったで
すかと。

いや、特にそういうふうには思ってなかったです。

乙D第4号証を示す

これは7月12日の大原さんのメールのようなんですけども、先ほどこの中の
連帯保証の覚書のどこかのドキュメンテーションに紛れ込ませたほうがよい

というところについて、連帯保証は、まず何についての連帯保証についてのことを言ってるんですか。

すみません、当時の状況を正確に覚えてはいないですが、追加出資義務に関してのことだと思います。

追加出資義務については、大洋と地所が連帯債務だというような議論があるんですよ。だから、連帯保証、先ほど何か別の書類じゃなくて、どこかに書類入れればいとおっしゃったでしょう。何か別の書類を作らなきゃいけないか、何か保証を連帯して保証するという問題があったんじゃないんですか。

そういった物があったという記憶はないです。

じゃあ、これ、先ほどの話だと三菱地所のほうから、これ言われたことを書いたんだということのようですねけれども、あなたとしてはこれはどういうふうに理解したんですか、もう一度言ってくれますか。

はい、私としては、この連帯保証の覚書について、一つの契約書として作成するというのではなくて、どこかの一つの契約、1条項にすることで足りるということを行っているのだと思ってました。

その連帯保証の覚書というのは、どのことなんですか。もうちょっとそこも説明していただけますか。

すみません、ちょっとそれが何意味してるか分からない、覚えてないです。

いずれにしても、本件にかかわることですね。

そうだと思います。

でも、このどこかに紛れ込ませたほうがよいという言い方は、あんまり普通は言わないと思うんだけど、大原さん、これはどういうふうに受け止めましたか。

特に何かそれに関して何か普通は言わないとか、そういったことは思いませんでした。

言葉としておかしいなとは思いませんでしたか。

あんまり、どう思ったかということは覚えてないです。

それから、その下のところ。すぐ下のところでね、覚書作成依頼を大和にしたが一旦白紙に戻してほしい。これだけ単独で作ってほしいというわけでもない、こういう記載があるんですけども、覚書というのはどのことを言うんですか。

ここで言ってる連帯保証の覚書のことだと思います。

ということは、作成を依頼されてたんですね。

依頼されていたと思います、はい。

それが、でも、どういう覚書か覚えてませんか。

すみません、ちょっと昔のことなんで覚えてないです。

白紙に戻すことは、ある程度話が、覚書の案か何かはできていたんですか。

その進捗状況、ちょっと分からないです。

乙D第5号証の2を示す

先ほど、ごらんいただいた箇所。7条の7項のところですけども、全部読みませんけども、これ、まず大洋のほうからの回答の中に、別途覚書が存在しない現状で本項を規定するより、覚書作成時にその都度7項の趣旨の文言を設けるほうが合理的と考えますと書かれてるんですけども。これ見れば、まだ現状では覚書が存在していないんだと、こういうふうに大洋側が少なくとも考えてたというふうに受け止められるんですけどね。覚書がありますよとこういうのがありますよということは示さなかったんですか。

この時点において、定期借地権設定契約の締結時点において覚書が締結されてないという意味だと思ってました。

覚書が別途、それが存在してない現状と言ってるにもかかわらず、案はあるという、そう理解してたということですか。

はい。

それから、8月8日、先ほどごらんいただいたメールの後は三井住友とのローンの交渉というのはなくなったんですね。

はい。

甲第64号証を示す

これがその8月8日の後のことですけども、9月28日に定借契約やり直しとか、いろんな書類をやるという、こういうメールを佐伯さんから大洋のほうに来てるんですけども、この時点ではローンはどういうふうな状況だとお聞きになってましたか。

この時点では、具体的に何かローンの話があるという認識はございませんでした。

認識はなかったの。

はい。

それで、大和証券としてはいつまでこの件に関与してたんですか。

正確な日付は分かりませんが。

大体で。

私募の取り扱いを数回やっておりますので、そのときに関与してました。

ローンに関しては、いつごろまでかかわっておられましたか。

ローンに関しては、この三井住友銀行の話がなくなってからは特に関与してないと認識してます。

その後は特にローンについての話というのはお聞きになってませんか。

はい。

裁判長

その大和証券が、その関係者間の事務的な調整を行うということで関与されたということですが、それは本件の関係者のどこかから依頼をされて関与されたということなんですか。

三菱地所から依頼を受けて、はい。
ということですか。

はい。

三菱地所との間で何かそのF A契約みたいな何か契約を結ばれてるとか、そういうことですか。

いや、特にございません。

それはないの。

はい。

あと、先ほど、その報酬3000万円程度おっしゃいましたが、これはどこから支払われると。

TMKから支払われ、受け取る物だと認識しておりました。

TMKが支払うという、関係者間でそういう認識を覚えておられたということですか。

はい。

以上